

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業及び対象経費について

①耐震改修事業

②利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

※①②ともに協議一件につき総事業費の下限は80万円以上とする。

2. 補助基準について

(1) 上記1に定める事業のうち、①及び②については、次のすべてを満たすものを対象とする。

ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。

エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。

オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業でないこと。

(2) 上記1に定める事業のうち、①については、(1)の条件に加え、次の条件を満たすものを対象とする。

・ 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると市区町村長が認めたもの。

(3) 上記1に定める事業のうち、②については、次の事業内容を補助対象とする。

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設

<p>(3) 避難経路等の整備</p>	<p>備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
<p>(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</p>	<p>①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
<p>(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p>	<p>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p>
<p>(6) 消融雪設備整備</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p>
<p>(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p>	<p>①都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>

<p>(8) 施設の改修整備</p>	<p>②緊急災害時用の自家発電設備の整備</p> <p>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p>
<p>(9) その他施設における大規模な修繕等</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

(注) 1 一定年数は、おおむね 10 年とする。

### 3. 申請の制限について

本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

### 4. 提出が必要な添付資料について

下記の書類を添付すること。

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書